

議案第17号

三朝町医療費助成条例の一部改正について

次のとおり三朝町医療費助成条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成15年3月10日

三朝町長 吉田 秀光

平成15年3月24日 原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

三朝町条例第 号

三朝町医療費助成条例の一部を改正する条例

三朝町医療費助成条例（昭和57年三朝町条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）に対応する同表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動前号」という。）が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第1条 略 (定義) 第2条 この条例において「医療費受給者」とは、次の各号に掲げる者であつて、町内に住所を有する者（ただし、国民健康保険法（昭和33年法律第192号） <u>第116条の2第1項の規定により、同項に規定する他の市町村が行う国民健康保険の被保険者</u>	第1条 略 (定義) 第2条 この条例において「医療費受給者」とは、次の各号に掲げる者であつて、町内に住所を有する者（ただし、国民健康保険法（昭和33年法律第192号） <u>第116条の2に規定する施設への入所措置が採られたため町内に住所を有するに至った被保</u>

とされる者を除く。)及び国民健康保険法第116条の2第1項又は第2項の規定により、三朝町が行う国民健康保険の被保険者とされた者をいう。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者、老人保健法(昭和57年法律第80号)第25条による医療の給付を受ける者及び三朝町特別医療費助成条例(昭和48年三朝町条例第34号)第2条第1項の規定により助成を受ける者を除く。

(1)～(3) 略

(4) 母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子並びに同項及び母子及び寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)第1条中「女子」とあるのは「男子」と、同条第2号中「母」とあるのは「父」と読み替えた場合における同項に規定する配偶者のない男子で現に児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。)を扶養している者並びにこれらの者が扶養している児童

(5) 6歳未満の児童

2及び3 略

第3条以下 略

険者であつて、当該措置が採られた際現に他の市町村内に住所を有していたと認められる者を除く。)及び国民健康保険法第116条の2に規定する施設への入所措置が採られたため、他の市町村内に住所を有するに至った被保険者であつて当該措置が採られた際現に町内に住所を有していたと認められた者をいう。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者、老人保健法(昭和57年法律第80号)第25条による医療の給付を受ける者及び三朝町特別医療費助成条例(昭和48年三朝町条例第34号)第2条第1項の規定により助成を受ける者を除く。

(1)～(3) 略

(4) 母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第5条第1項に規定する配偶者のない女子並びに同項及び母子及び寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)第1条中「女子」とあるのは「男子」と、同条第2号中「母」とあるのは「父」と読み替えた場合における同項に規定する配偶者のない男子で現に児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。)を扶養している者並びにこれらの者が扶養している児童

2及び3 略

第3条以下 略

附 則

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の三朝町医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療にかかる医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療にかかる医療費の助成については、なお従前の例による。